

公文書に対する領事認証不要

2023年10月24日、中国駐日大使館のホームページにて、「中国の〈外国公文書の認証を不要とする条約（以下「本条約」）〉締約に伴う大使館における領事認証業務停止のお知らせ」が発表されました。これにより、2023年11月7日以降、日本が発行する本条約範囲内の公文書は、本条約に基づくアポスティューを日本で取得することで、日本及び中国駐日大使館・総領事館の領事認証をせずに、中国本土で使用することができるようになります。また、同日以降、中国駐日大使館による領事認証サービスが停止となります。

日本企業または日本人が中国において公文書を必要とする主な場面は以下となります。

公文書が必要となる場面	一般的な必要書類	(2023年11月7日以降) 中国本土での使用可能要件
法人設立登記・株主の変更等	登記簿謄本	アポスティューの取得
日本人の就労許可申請	犯罪経歴証明書	同上
	最終学歴証明書	同上(※)
日本人の家族の居留許可申請	戸籍謄本	同上

(※) アポスティューを取得する前に、公証役場で公証人による認証を受ける必要があります。

なお、発表内容に記載のとおり、アポスティューを取得しても、公文書が中国の提出先に受理されない場合があります。事前に中国提出先に外国公文書の書式、内容、期限、訳文など、具体的な要件を確認する必要があります。

中国駐日大使館発表の原文

中国の〈外国公文書の認証を不要とする条約〉締約に伴う大使館における領事認証業務停止のお知らせ

1. 2023年3月8日、中国は〈外国公文書の認証を不要とする条約〉（以下「条約」という）に締約しました。2023年11月7日より、〈条約〉は中国と日本の間で発効します。〈条約〉は、中国香港特別行政区およびマカオ特別行政区に引き続き適用されます。

2. 11月7日より、日本が発行する〈条約〉範囲内の公文書に対して、〈条約〉に基づく付箋（アポスティュー）を日本で取得することで証明され、中国本土に送付し使用できることとなり、日本および在日中国大使館・総領事館の領事認証が不要となります。

中国本土から日本国に送付し使用される〈条約〉範囲内の公文書に対する証明は、中国及び在中國日本国大使館・総領事館による領事認証は不要となり、アポスティューに置き換えられます。中国外交部はアポスティュー発行の管轄機関であり、中国国内で発行された公文書に対してアポスティューの発行を行います。中国外



外交部の委託を受け、中国地方人民政府外事弁公室は、本行政区内で発行された公文書に対してアポストイーユの発行を代行します（添付 1 を参照）。アポストイーユは下記のウェブサイトでオンライン検証が可能です。詳細については、<https://consular.mfa.gov.cn/VERIFY> に参照してください。アポストイーユの申請に当たり、中国領事サービスネット（<http://cs.mfa.gov.cn/>）または地方外事弁公室の関連ウェブサイトにて申請手順と要件を確認してください。

3. 11月7日より、当大使館における領事認証サービスを停止いたします。日本で発行された中国本土で使用される予定の書類は、日本の管轄機関にてアポストイーユを申請してください。（具体的な情報は添付 2 を参照）。

4. <条約>の規定により、一国が発行するアポストイーユは、公文書上の署名の真実性、文書に署名した人の身元、および必要な場合、書類上の印鑑の真実性を証明します。なお、アポストイーユを取得しても、公文書が中国の提出先に受理されない場合もあります。事前に中国提出先に外国公文書の書式、内容、期限、訳文など、具体的な要件を確認するよう願います。

添付 1: アポストイーユを発行する地方人民政府外事弁公室のリスト

添付 2: 日本におけるアポストイーユの受付機関に関する情報

駐日中華人民共和国大使館

2023年10月23日

添付 1:

アポストイーユを発行する
地方人民政府外事弁公室リスト
(合計 31)

安徽省、重慶市、福建省、広東省、広西チワン族自治区、貴州省、河南省、黒竜江省、湖北省、湖南省、海南省、吉林省、江蘇省、江西省、遼寧省、四川省、山東省、上海市、陝西省、雲南省、浙江省、甘粛省、河北省、山西省、内モンゴル自治区、長春市、ハルビン市、寧波市、済南市、青島市、深セン市

添付 2:

日本におけるアポストイーユの受付機関に関する情報

証明一般問い合わせ先

所在地

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 外務省南庁舎 1 階

外務省 領事局領事サービスセンター 証明班



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区農光南里1号楼龍輝大廈12楼(創富港)12002室 電話: +86-131-6731-4021 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園区旺墩路135号融盛商務中心1号2122室 電話: +86-512-6255-0697 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路58号花園飯店(上海)601室 電話: +86-21-6473-5450 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華区双慶路10号華潤大廈32層3240室 電話: +86-28-6287-7518 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com
広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路12号高德置地冬広場H座1501室V80 電話: +86-20-2213-8278 担当: 古矢(FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号航天大廈A座610室 電話: +86-755-8252-8290 担当: 古矢(FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。